

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和4年6月7日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表第3の霧島市立陵南中学校の項中「霧島市溝辺町麓1680番地」を「霧島市溝辺町麓二丁目24番地」に改める。

(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表玉利団地の部位置の欄中「霧島市溝辺町麓1172番地1」を「霧島市溝辺町麓五丁目103番地」に改める。

(霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）の一部を次のように改正する。

別表中「溝辺町麓（房山を除く。）」の次に「、溝辺町麓一丁目、溝辺町麓二丁目、溝辺町麓三丁目、溝辺町麓四丁目、溝辺町麓五丁目、溝辺町麓六丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

土地区画整理法の規定に基づき、麓第一土地区画整理事業に関する換地処分の公告が行われ、同事業区域内の土地について町名・地番が変更されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。